

# 弁護人の主張に対する意見書

平成21年11月9日

千葉地方裁判所刑事第1部 殿

千葉地方検察庁

検察官検事

土居 景子

被告人大高正二、山野咲子及び橋本和憲に対する名誉毀損被告事件について、  
弁護人の冒頭陳述に関し、下記のとおり意見を述べる。

記

## 第1 公訴権の濫用には当たらない。

弁護人は、被告人らが街宣行為を行うことについて千葉興業銀行の許可があった旨主張しているが、千葉興業銀行が被告人らに街宣行為の許可を与えた事実はない。

また、本件については、千葉興業銀行が平成21年6月4日付けで司法警察員に対してなした告訴及び同年7月31日付けで千葉地方検察庁に対してなした告訴に基づき捜査を遂げ、起訴したものであるから、弁護人の主張は失当である。

## 第2 その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には当たらない。

「その目的が専ら公益を図ることにあった」とは、その事実を摘示した主たる動機が公益を図ることにある場合をいうところ、被告人大高は、その犯行の中で、千葉興業銀行に対し、「山野から強奪した1400万円、強奪横領した1400万円、それに利息を付けてお返し下さい。」「千葉興業銀行さんの過ちを認めて強奪した1400万円と利息を返してください。」「お金を返してください。詐欺、横領、強奪、悪質金融機関、千葉興業銀行、速やかに強奪したお金を返してください。」などと述べて、金員の支払を執拗に求めており、かかる行為が専ら公益を図ることにあったとは到底認められない。

被告人山野及び同橋本についても、被告人山野において、借金を抱えており、千葉興業銀行が3000万円を支払ってくれば街宣活動を止めるつもりでいた旨述べていることや、被告人橋本において、千葉興業銀行に約3000万円を返済させるために街宣活動をした、被告人山野が返済を受けられたら、街宣活動にかかった経費を同人に支払ってもらうつもりだったなどと述べていることから、本件犯行が専ら公益を図ることにあったとは認められない。

以上より、本件が、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合に当たらないことは明らかである。

第3 仮に目的が専ら公益を図ることにあつたとしても、真実であることの証明がない。

仮に、被告人らの行為の目的が専ら公益を図ることにあつたと認められるとしても、被告人らが摘示している「千葉興業銀行に脅迫されて1400万円を支払った」旨の事実は、民事訴訟で否定されており、被告人らには民事訴訟で否定されたことについての認識があるから、真実性の証明がなく、真実性の錯誤も認められない。

第4 以上の次第であるから、弁護人の主張はいずれも理由がないというべきである。